

防府市剣道連盟会則

第 1 章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第 1 条 本連盟は、防府市剣道連盟（以下「連盟」という）と称し、事務局を 防府市内に置く。

第 2 章 組 織

(組織)

第 2 条 連盟は、防府市内における一般社会人の剣道及び少年剣道、居合道 杖道を統括する団体である。

2 連盟は、山口県剣道連盟に加盟することとする。

第 3 章 趣旨、目的及び事業

(目的)

第 3 条 連盟は、全日本剣道連盟の定める「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」に基づき、剣道の普及、発展に寄与し、会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 連盟は、前条の趣旨、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 剣道、居合道、杖道の大会を開催する。
連盟以外の主催においてこの種大会が防府市内で開催されるときは連盟に連絡して協議するものとする。
- (2) 剣道、居合道、杖道の講習会を開催する。
- (3) 剣道 3 段以下の段位及び級位審査会を山口県剣道連盟に申請し、本連盟主管のもとで開催する。
- (4) 各種大会に選手を派遣する。
- (5) 功労者の表彰及び慶弔に関する事項。
- (6) その他、本連盟の目的に沿い必要と認められ事項。

第 4 章 会 員

(会員)

第 5 条 第 3 条の目的に賛同し、別に定める入会金および年会費を納入した者

2 市内の各学校剣道部員ならびに少年剣友会の会員

第 5 章 役 員

(役員)

第 6 条 連盟に次の役員を置く

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 参与 若干名

- | | | |
|------|------|--------------------------|
| (4) | 理事長 | 1名 |
| (5) | 理事 | 20名以内 |
| (6) | 評議員 | 5段以上（顧問・相談役・参与・理事・監事を除く） |
| (7) | 事務局長 | 1名 |
| (8) | 庶務 | 1名 |
| (9) | 会計 | 1名 |
| (10) | 監事 | 2名 |
| (11) | 幹事 | 20名以内 |

（役員を選任）

第7条 役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長は、理事会の推薦によって選任する。
- (2) 理事長は、理事全員の選挙で理事より選任する。
- (3) 理事は、防府市内の地域、職域、学校、少年等の剣道団体から選出された者および事務局から推薦された者から選任する。
- (4) 監事は、理事会において選任する。
- (5) 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- (6) 事務局長及び庶務は、理事長の推薦により選任する。
- (7) 会計は、理事会において選任する。

（役員の職務）

第8条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、連盟を代表し、会務を総理し、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事長は、連盟の一般会務を処理する外、会長、副会長を補佐し、事故あるときはその職務を代理する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、連盟の重要事項を審議する。
- (5) 事務局長及び庶務は、連盟の事務を処理する。
- (6) 会計は、連盟の会計を処理する。
- (7) 監事は、理事の業務執行状況ならびに会計を監査する。
- (8) 幹事は、連盟の事業その他行事等について参画する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠の役員任期は前任者の残存期間とする。

- 2 理事長は原則として2期4年を最長任期とする。
- 3 役員は、期間経過後も後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(名誉会長、顧問、相談役、参与、賛助員)

第10条 会長は、必要に応じ理事会に諮り、名誉会長、顧問、相談役、参与、賛助員を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役、参与は、重要な事項について会長の諮問に応じ会議(理事会・総会)に出席して意見を述べることができる。但し、議決権はない。

3 賛助員は、連盟の趣旨に賛同し、その事業等を支援する。

第8章 会 議

(総会の構成と招集等)

第11条 総会は、役員をもって構成し、定時と臨時の2種類とし会長が招集する。

2 定時総会は、年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、もしくは評議員の3分の2以上の請求があったとき招集する。

(総会の定足数等)

第12条 総会は評議員の2分1以上の者が出席しなければ開催することができない。

ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ他の評議員に代理人として委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告並びに事業計画の承認
- (2) 収支決算並びに予算の承認
- (3) 会則改正の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他重要と認められる事項

(理事会の構成と招集等)

第14条 理事会は、理事、監事をもって構成し、理事長が招集し、議長は出席理事より選出する。

(理事会の定足数等)

第15条 理事会は理事の2分1以上の者が出席しなければ開催することができない。

ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ他の理事に代理人として委任した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の審議事項)

第16条 理事会は、総会で決議する事項、その他連盟運営に関する主要事項を審議する。

- (1) 事業報告並びに事業計画の審議
- (2) 収支決算並びに予算の審議

- (3) 会則・細則の改正の審議
- (4) その他連盟運営に関する主要事項の審議

(議事録)

第 17 条 総会、理事会については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議構成員の現在数と出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過

第 8 章 会 計

(会計年度)

第 18 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計の単位)

第 19 条 会計の単位は一般会計と時政杯争奪紅白対抗剣道大会の 2 単位とする。

(収入の原資)

第 20 条 連盟の収入原資は、入会金、会費、審査手数料、講習会費、寄付金およびその他の収入とする。

- 2 会費は毎年 6 月に納入する。

(収支予算の編成)

第 21 条 連盟の事業計画にともなう収支予算は事務局が編成し、総会の決議により定めなければならない。

(収支決算)

第 22 条 連盟の収支決算は、事務局が作成し、年度終了後 1 ヶ月以内に事業報告とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 連盟の収支決算に余剰金があるときは、総会の議決を経て、次年度へ繰り越すものとする。

第 9 章 入会、脱退ならびに会員登録の抹消

(入会手続き)

第 23 条 本連盟に入会を希望する者は、所定の個人カードに必要事項を記載し、既定の入会金と年会費を添えて、事務局へ届け出るものとする。

- 2 本連盟会員以外（学生・生徒含む）が本連盟主管の剣道審査会において、入会金および年会費を納めた者は入会届をしたこととする。

ただし、学生・生徒は入会金と年会費は免除する。

- 3 本連盟の会員で四段以上の者は山口県剣道連盟ならびに全日本剣道連盟の会員となる。

(脱退の手続き)

第 24 条 本連盟を脱退希望する者は、事務局へ届け出るものとする。

2 会員は脱会に際し、連盟に財産上の請求はできないものとする。

(会員登録の抹消)

第 25 条 会員が、刑罰・法令に触れるような行為をした場合、または連盟の名誉を傷つけるような行為があった場合は、会員登録を抹消することができる。

第 10 章 個人情報管理

(個人情報管理)

第 26 条 個人情報の利用目的の特定、適正管理・利用、本人の権利への対応、苦情の処理について次の通りとする。

- (1) 連盟で管理している個人情報は連盟運営以外の目的では使用しない。
- (2) 個人情報を第三者に開示または提供しない。
- (3) 個人情報は適正に管理し、漏洩・紛失に万全の措置を施す。
- (4) 連盟は、保有する個人情報について、会員から開示、利用目的の通知、訂正、追加、消去、利用の停止または第三者提供の停止の請求に対応する。
- (5) 個人情報の取扱いに関する会員からの苦情及び相談について適切に対応する。

第 11 章 書類及び帳簿の備付と保存

(書類及び帳簿の備付と保存)

第 27 条 連盟は事業の運営、会計に関する次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

2 その保存年限を定める。

| 号 | 書類及び帳簿名 | 保存年限 |
|---|-----------------------------|------------|
| ① | 会則ならびに細則 | 永年 (履歴) |
| ② | 総会議案書、議事録 | 永年 |
| ③ | 理事会議案書、議事録 | 永年 |
| ④ | 会員名簿 (個人カード) 会員名簿 (電子媒体) | 永年 最新情報 |
| ⑤ | 大会要項ならびに試合結果 | 5 年 |
| ⑥ | 連盟主管の 1 級および 3 段以下の審査結果 | 5 年 |
| ⑦ | 会計帳簿・伝票、経費明細、出納帳、領収書綴り | 5 年 |
| ⑧ | 県剣連からの通知・通達文書、返信文書 | 3 年 |
| ⑨ | 他団体からの通知・通達文書、返信文書 | 3 年 |

第 12 章 慶弔規定

(弔に関する事項)

第 28 条 会員本人他が死亡し、連盟に届け出があった場合は本連盟ならびに剣道界への貢献度を理事長が判断して弔意を表す。

第 11 章 附 則

(会則の改定)

第 29 条 この会則の改定は理事会の議を経て、総会で承認する。

(細則の定め)

第 30 条 この会則の実施に必要な細則は別に定めるものとする。

(附 則)

昭和 27 年 6 月制定

昭和 34 年 4 月一部改正

昭和 49 年 7 月一部改正

昭和 60 年 5 月一部改正

平成 元年 5 月一部改正

平成 8 年 3 月一部改正の本会則は平成 10 年 4 月 1 日施行する。

平成 8 年 4 月一部改正

平成 15 年 4 月一部改正

平成 19 年 10 月一部改正

平成 20 年 4 月一部改正

平成 25 年 4 月一部改正 但し、第 7 条(5)は平成 26 年 4 月より効力有する。

細 則

(役職に関する事項)

第1条 本連盟の会長は防府市長、副会長は防府市教育委員会教育長および学識経験者の若干名とする。

2 顧問は原則として、75歳以上で教士七段以上とする。

3 参与で75歳になった者は相談役とする。

4 理事長退任後は直ちに参与とする。

5 理事交代は、前任理事の推薦にて交代する。

(目的の補強)

第2条 本連盟は、山口県剣道連盟、防府市体育協会、その他の団体と連携して剣道・居合道・杖道の発展を図るものとする。

(会員の責務)

第3条 本連盟の会員は、現住所・生年月日・勤務先・電話番号等を明らかにすると共に、転勤等の場合は届け出するものとする。

(会計の期間)

第4条 本連盟の会計期間は前年度の2月、3月と当年度の4月から1月までを当年度の会計期間とみなす。

(諸費用)

第5条 本連盟に納入する諸費用について次のとおりとする。

(1) 賛助員の寄付金 3,000円

(2) 入会金 1,500円

(3) 年会費 別表のとおり

(3) 審査手数料 1,000円

(4) 審査講習料 2,000円

ただし、学生・生徒は入会金、年会費は免除する。

2 本連盟の会員で、会費未納1ヶ年を経過したものには督促し、さらに納入しないときは、脱退の意思表示とみなし、脱退の手続きを執る。

本連盟脱退は、山口県剣道連盟並びに全日本剣道連盟の脱退となり全ての資格を失うものである。

(手当)

第6条 本連盟は、次の種類の手当を支給する。

| | | |
|----------|----|---------|
| (1) 事務手当 | | |
| 理事長 | 年間 | 60,000円 |
| 事務局長 | 年間 | 50,000円 |
| 交通費 | 年間 | 15,000円 |

| | |
|--|---------|
| 会 計 年 間 | 40,000円 |
| 庶 務 年 間 | 30,000円 |
| (2) 県剣連会議出席手当・交通費 (対象：評議員会、事務責任者会議) | 4,000円 |
| (3) 選手手当 (市剣連代表選手及び監督) | 3,000円 |
| (4) 激励金 | |
| ①全国の各大会 | |
| 監督 | 5,000円 |
| 個人選手 一 般 | 5,000円 |
| 小・中・高 | 3,000円 |
| ②講習会（県剣道連盟が指名する） 全国規模の講習会に限る | 5,000円 |
| ③全国大会団体出場 小・中・高・一般 | 10,000円 |
| (5) 審判手当 | |
| 本連盟員 | 3,000円 |
| 本連盟会員以外 | 4,000円 |
| (6) 労務手当（1日） | 3,000円 |
| (7) 優勝祝金 | |
| 個人 | 5,000円 |
| 団体3人制 | 15,000円 |
| 団体5人制 | 25,000円 |
| 団体7人制 | 35,000円 |
| (但し、理事長の承認する市外の大会とする。) | |

(細則の改定)

第8条 本細則の改訂は理事会で行う。

(附則)

平成11年4月一部改正

平成14年4月一部改正

平成15年4月一部改正

平成18年4月一部改正

平成21年4月一部改正

平成25年4月一部改正